

だいいっしょう たぶんかきょうせいすいしんぷらんに かんがえかた

第1章 多文化共生推進プラン2の考え方

1. プランの改訂理由

本市初となる「大府市多文化共生推進プラン～ダイバーシティ*おおぶ（計画期間：平成23年度～平成27年度）」（以下「前プラン」という。）を策定して5年がたちました。

この間、本市は前プランに掲げた「生活支援」「教育支援」「地域づくり」「多文化共生と交流の推進」の4本の柱に基づき、さまざまな施策を実施してきました。

その結果、行政文書の翻訳や防災情報の提供などの「生活支援」においては着実に成果を上げつつあります。「教育支援」においても同様ですが、将来を担う子どもたちの育成のためには、更なる取組が必要であると考えられます。一方、「地域づくり」では効果が限定的であるため、今後も積極的に取り組んでいく必要があることが明らかになりました。

よって、「教育支援」と「地域づくり」の2つの分野において多文化共生への取組を一層推進することを目指し、新たなプランを策定することとしました。

～多文化共生の定義～

前プランの理念を引き継ぎ、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。」を多文化共生と定義します。

*印の用語は「第4章資料1 用語集」に解説があります。

2. プランの^{ぶらん}基本^{きほん}目^{もく}標^{ひょう}・目的^{もくてき}・位置^{いち}付^{づけ}け・期間^{きかん}

(1) プランの基本目標

「国籍を越えてお互いを尊重し合える社会づくり」

(2) プランの目的

基本目標の「国籍を越えてお互いを尊重し合える社会づくり」のため、目指すべき多文化共生社会を明らかにし、本市の特色を踏まえながら課題と取り組む方向性を示すことを目的とします。

(3) プランの位置付け

プラン2は、本市の多文化共生施策の基本的な方向を示す指針であるとともに、第5次大府市総合計画*の「2-4 国籍・性別を越えてお互いを尊重し合える社会づくり」という施策の一端を担う個別計画です。

(4) プランの期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

*印の用語は「第4章資料1 用語集」に解説があります。

3. ^{たぶん} ^{かきょうせい} ^{はいけい} 多文化共生の背景

(1) 我が国の在留外国人を取り巻く状況

我が国では、平成2年に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、3世までの日系人*の就労が可能となり南米系の在留外国人数が増加しました。その後の「研修・技能実習制度」の創設を契機に、アジア系在留外国人数*が急速に増加しました。このため、異なる言語、文化、生活習慣などを持つ外国人と日本人が地域社会で共に生きていく多文化共生社会に向けた取組の必要性が高まりました。

こうした状況の下、国は平成18年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方自治体の多文化共生に関する指針を定めました。この指針により、従来の「国際交流」と「国際協力」の柱に加え、「多文化共生」を第3の柱として地域の国際化を一層推進していくという国の方針が示されました。続いて平成20年には愛知県が「あいち多文化共生推進プラン」、平成22年には本市も「大府市多文化共生推進プラン」を策定しました。これらのプランに基づき、国や地方自治体は多文化共生社会実現に向けたさまざまな施策を実施してきました。

さらに、在留外国人に対しても日本人と同様に基礎的行政サービスを提供する必要性が高まったため、平成24年から「住民基本台帳法*」が適用され、外国人登録制度は廃止されました。

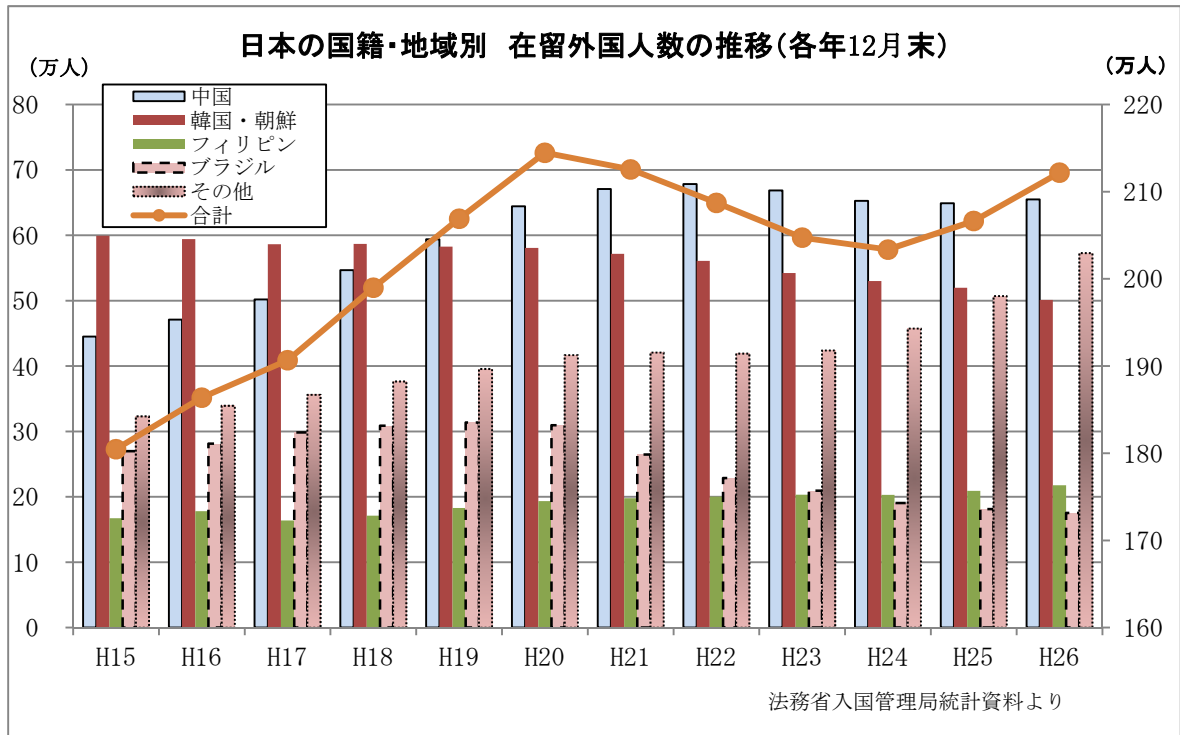
①日本の在留外国人の推移

在留外国人数は平成20年までは増加していましたが、リーマンショック*の影響により減少に転じました。特に減少が顕著だったのはブラジル人です。総在留外国人数は平成24年からはふたたび増加傾向になりました。

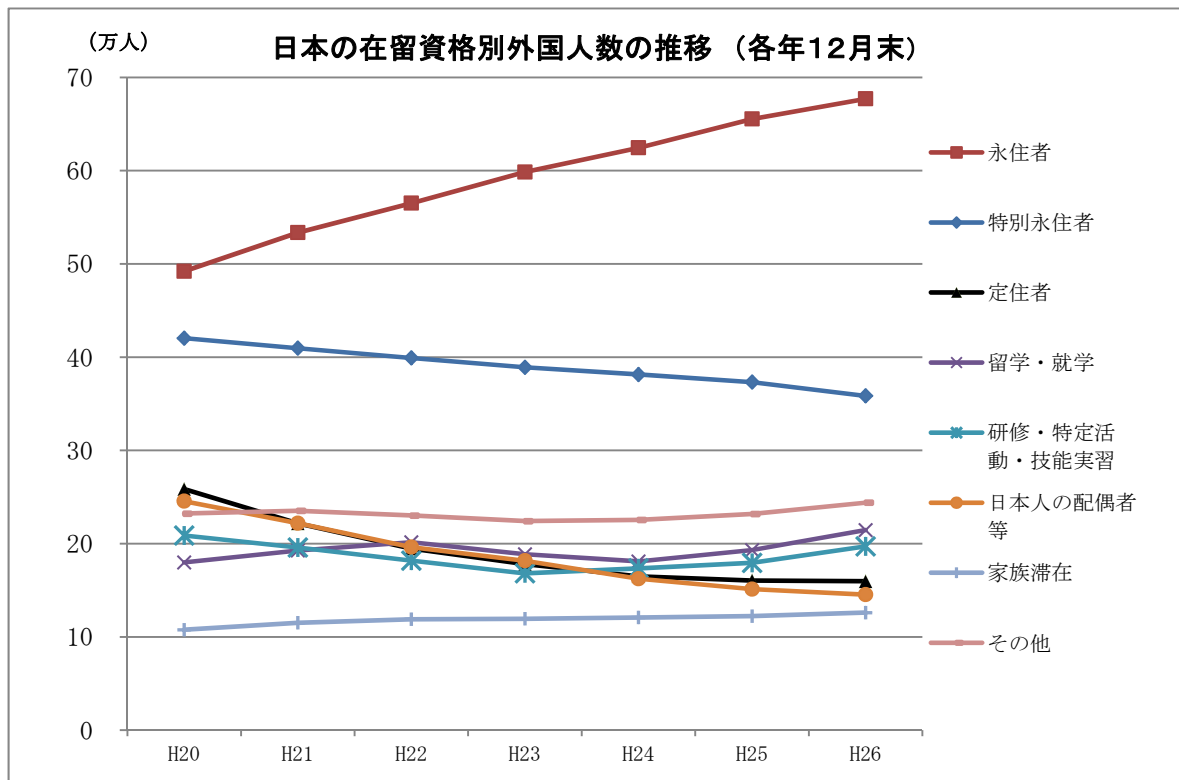
国籍別にみると、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジルを除く「その他」が増加しています。

在留資格別にみると、「永住者」の数は増加し続けていますが、「永住者」以外の在留資格を持つ在留外国人数は横ばいを続けるか緩やかに減少しています。

*印の用語は「第4章資料1 用語集」に解説があります。



※平成 24 年に外国人登録制度廃止による統計範囲変更があり、「特定活動」「興行」などで 3 か月以内の滞在期間である外国人などは含めないことになりました。平成 23 年から平成 24 年にかけての減少要因の一つでもあります。



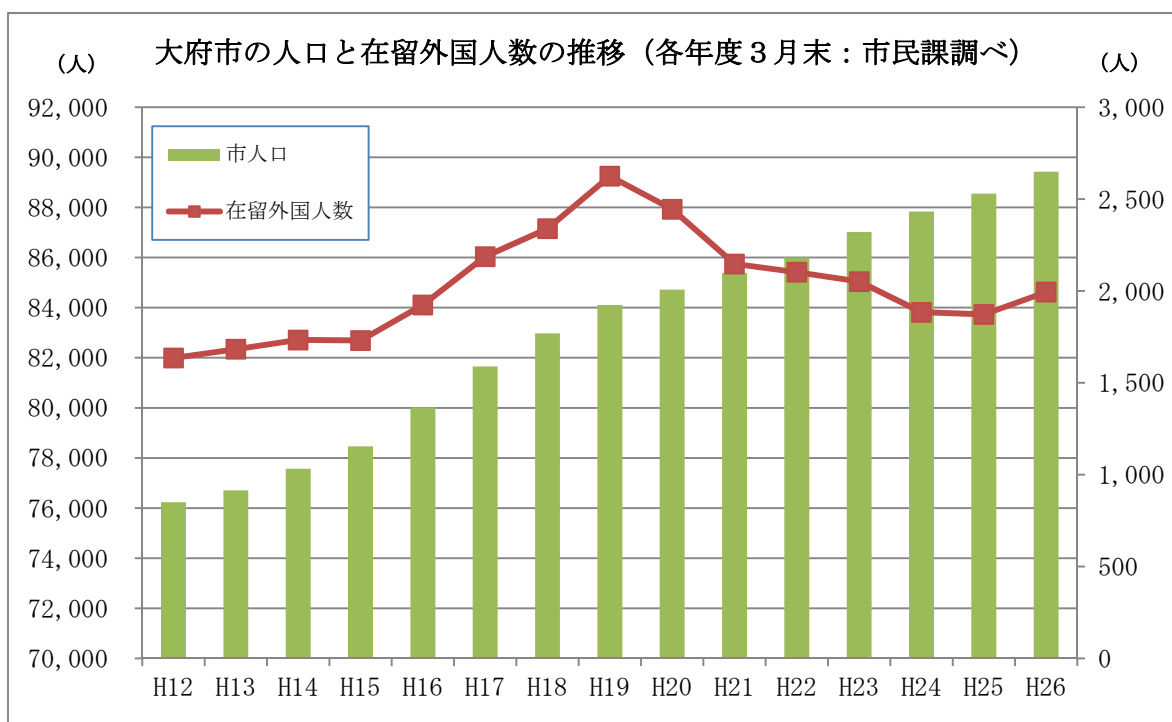
主な在留資格の説明

在留資格 (身分、地位によるもの)	説 明
永住者	在留期間が無期限で就労に制限のない永住資格
特別永住者	戦前から日本に住みサンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫に認められている就労に制限のない永住資格
定住者	日系2世や3世、中国・樺太地域の残留邦人やその親族など、特別な理由により、就労に制限なく一定の在留期間を認められる資格
日本人の配偶者等	日本人の配偶者もしくは日本人の子として出生した者などに付与される資格(最長5年)
在留資格 (活動によるもの)	説 明
留学・就学	「留学」は大学や専門学校、「就学」はそのほかの学校に通う学生に付与される資格。平成22年からは「留学」に一本化されたため、表では合算している(最長4年3か月)
研修、特定活動、技能実習	「研修」は雇用契約を結ばない研修生に付与される資格であり(最長1年)、「特定活動」は研修生が研修を経て雇用契約を結び実習を行う際に切替えの形で付与される資格であった(最長2年) 平成22年度に「技能実習」が創設され、従来「研修」「特定活動」の資格で在留した外国人が公的研修、非実務研修を除く研修に就く場合には始めから雇用契約を結ぶこの資格を付与されるようになった(最長3年)。このため表では3つの資格を合算している。
家族滞在	前ページ「日本の在留資格別外国人数の推移」のグラフにおいて「その他」に計上されている、「教授」「芸術」「宗教」「報道」「投資・経営」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」「興行」「技能」「文化活動」「留学」のいずれかの在留資格をもって在留する外国人の扶養を受ける場合に付与される資格(最長5年) なお前述の16の資格は、各資格において定められた活動を行う外国人に対して付与される。

(2) 本市における在留外国人の動向

①在留外国人の推移

全国的な流れと同様に、本市においても在留外国人数は平成 19 年度まで急速に増加した後、リーマンショックを契機として平成 20 年度に減少傾向に転じましたが、平成 25 年度からは横ばいとなり、平成 26 年度からは増加になりました。

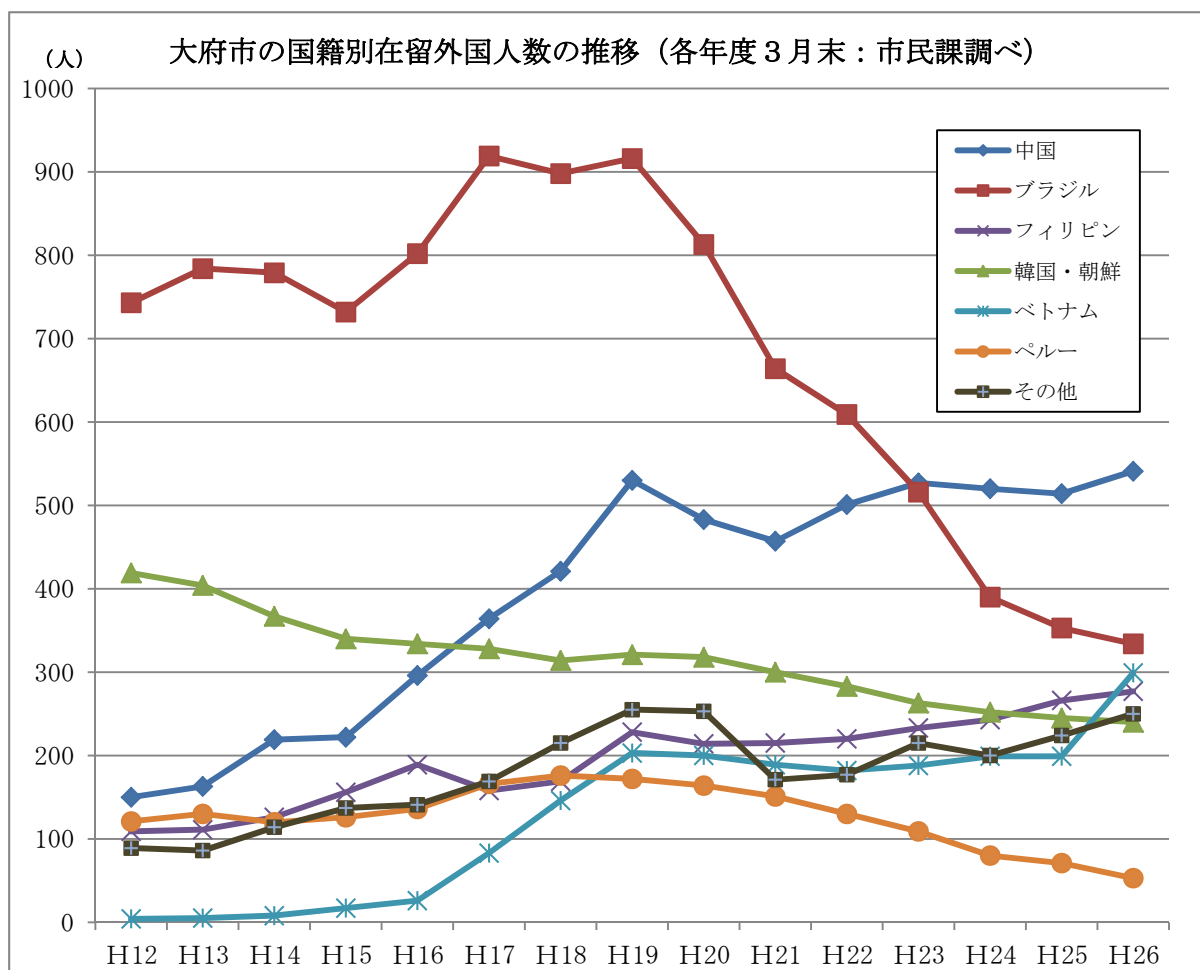


大府市の国籍別在留外国人数の推移（各年度 3 月末：市民課調べ）（単位：人）

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
中国	150	163	219	222	296	364	421	530	483	457	501	527	520	514	541
ブラジル	743	784	779	732	802	919	898	916	813	664	609	516	390	353	334
フィリピン	109	111	126	156	189	158	169	228	214	215	220	233	243	266	277
韓国・朝鮮	419	404	367	340	334	328	314	321	318	300	283	263	252	245	240
ベトナム	4	5	8	17	26	83	146	203	200	189	182	188	199	199	299
ペルー	121	130	120	126	136	166	176	172	164	151	130	109	80	71	53
その他	89	86	114	137	141	169	215	255	253	171	177	215	200	224	251
合計	1635	1683	1733	1730	1924	2187	2339	2,625	2,445	2,147	2,102	2,051	1,884	1,872	1,995
市人口	76,233	76,705	77,570	78,462	80,015	81,653	82,976	84,106	84,720	85,390	86,001	87,015	87,836	88,550	89,423
外国人の割合	2.1%	2.2%	2.2%	2.2%	2.4%	2.7%	2.8%	3.1%	2.9%	2.5%	2.4%	2.4%	2.1%	2.1%	2.2%

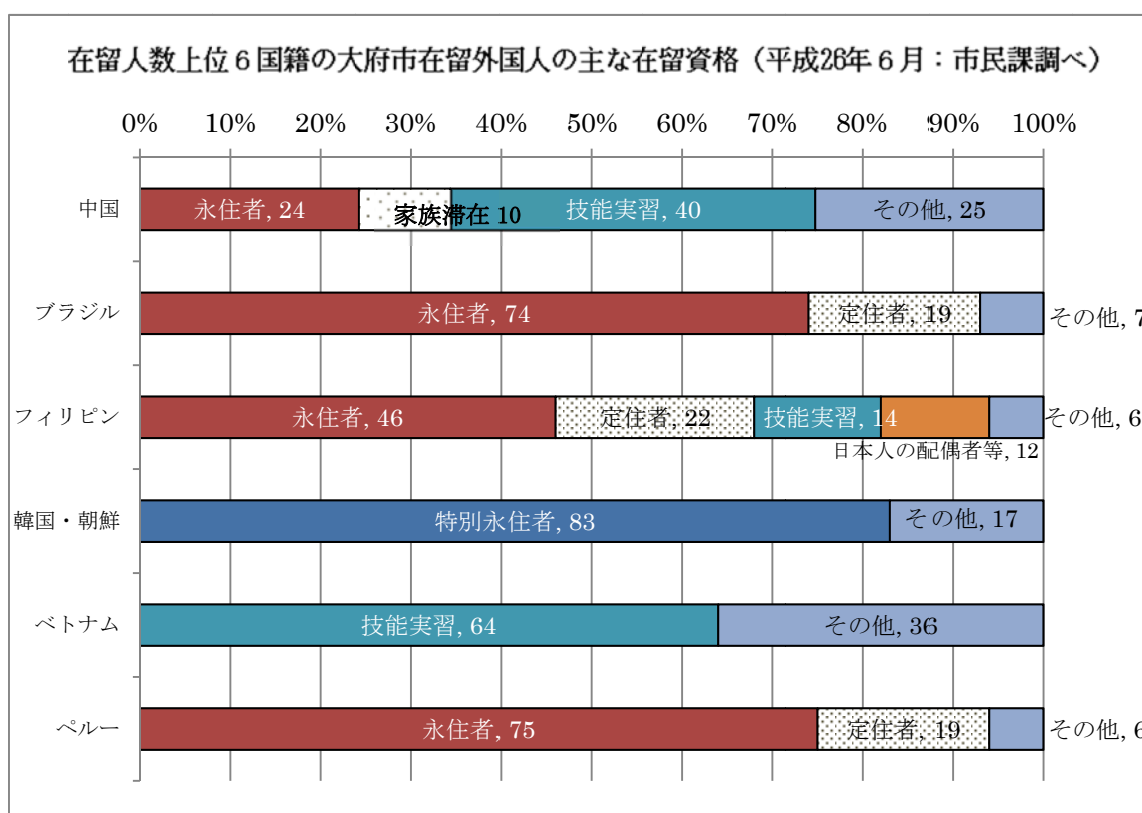
②国籍別在留外国人の推移

在留外国人数の推移を国籍別にみると、平成 25 年度末で一番多いのは中国人です。ブラジル人は平成 20 年度から減少傾向が続き二番目に多い国籍となりました。ペルー人も緩やかな減少傾向にあります。一方、ベトナム人やフィリピン人は増加傾向にあります。



③国籍別在留外国人の在留資格

在留資格を国籍別に見ると、中国人については「技能実習」の割合が40%と多くなっていますが、「永住者」も24%存在します。ブラジル人では「永住者」の割合が74%で、「定住者」と合わせると93%の人々が就労の制限なく一定の期間以上日本に住み続けることができる資格を付与されています。フィリピン人は「永住者」が46%であり、「定住者」と合わせた割合は68%になります。韓国・朝鮮の人々は83%が「特別永住者」です。ベトナム人は64%が「技能実習」の資格で在留しています。ペルー人はブラジル人とほぼ同様です。

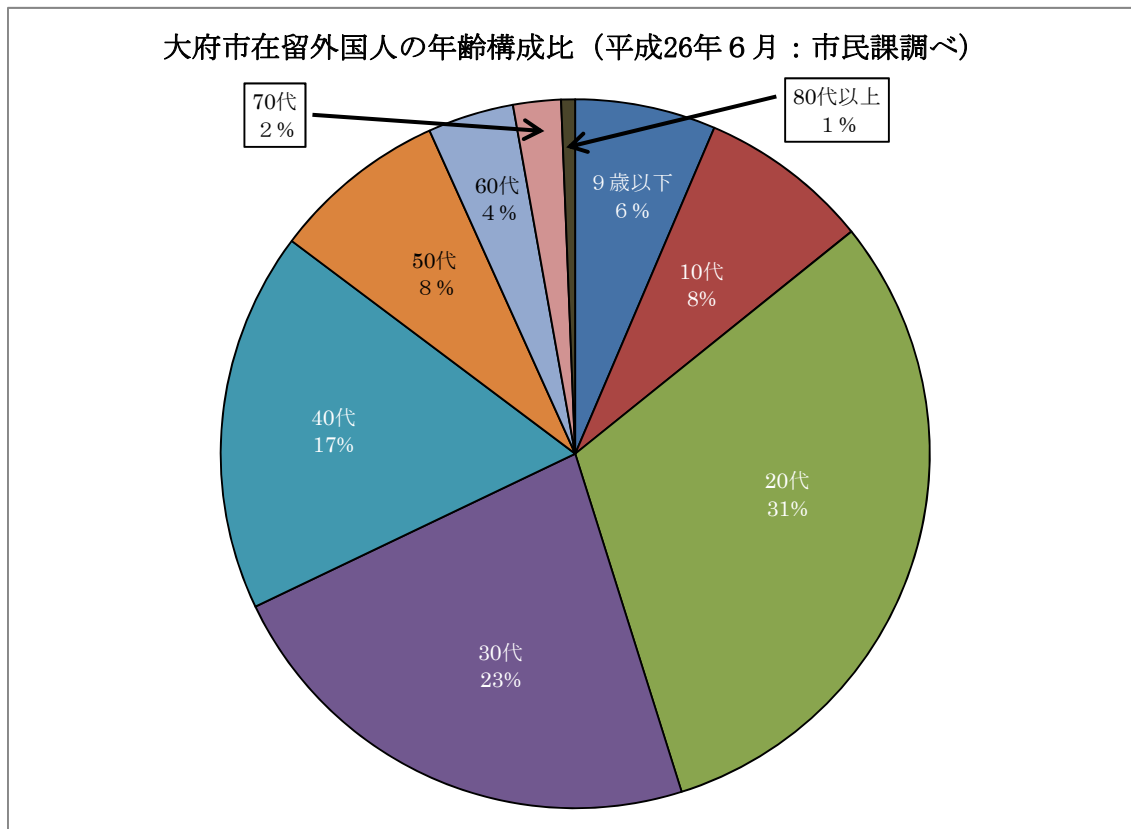


※各国籍 10%未満の在留資格は「その他」へ計上しています。

※%は少数点以下四捨五入

④在留外国人の年齢構成比

在留外国人の年齢構成比は20代が一番多く(31%)、次いで30代(23%)、40代(17%)と若い世代が多いことが分かります。19歳以下の子ども世代は14%です。60代以上の高齢者も7%いますが、そのうち72%が「特別永住者」である韓国・朝鮮の人々です。なお、70代以上では81%が韓国・朝鮮の人々です。



※%は小数点以下四捨五入

4. 施策の体系図

【基本目標 国籍を越えてお互いを尊重し合える社会づくり】

分野	大施策	施策名（方向性）
1 生活に関する情報格差の解消	(1) コミュニケーションに関する支援	①外国語による支援の充実 (外国語による生活情報の提供方法を充実します。) ②日本語使用の支援 (外国人市民が日本語で生活できるように支援します。)
	(2) 住居と労働に関する支援	①住宅情報の提供 (外国人市民に住宅情報を提供します。) ②雇用と労働環境の保全 (適正な環境で労働できるように情報提供します。)
	(3) 医療・保健・福祉面からの支援	①健康づくりの支援 (外国人市民が健康な生活を送れるように情報提供します。) ②福祉や子育て支援サービスの利用促進 (福祉や子育て支援サービスを受けられるように情報提供します。)
	(4) 防災・防犯面からの支援	①外国人市民とともに進める防災 (災害に備えられるように支援します。) ②防犯や交通安全の意識啓発 (安全な生活を送れるように情報提供します。)
2 子どもたちの教育支援	(1) 学校に通うための支援	①就学への支援 (子どもたちが義務教育を受けられるように支援します。) ②学校で困らないための支援 (安心して学校生活を送れるように支援します。)
	(2) 外国人児童・生徒が 将来自立するための支援	①将来に夢を持つための支援 (多様な将来像を描けるように支援します。) ②高校進学への支援 (進学の夢を実現するために支援します。)
3 誰もが参加する地域づくり	(1) 連携と協働による意識づくり	①交流による多文化共生意識の醸成 (多様な交流により多文化共生意識を広めます。) ②民間団体の活動と連携支援 (多文化共生のための活動が活発になるように連携と協働を進めます。)
	(2) コミュニティ、自治会などの地域活動への参画	①外国人市民の地域活動への参画 (地域活動に参画できるように支援します。)